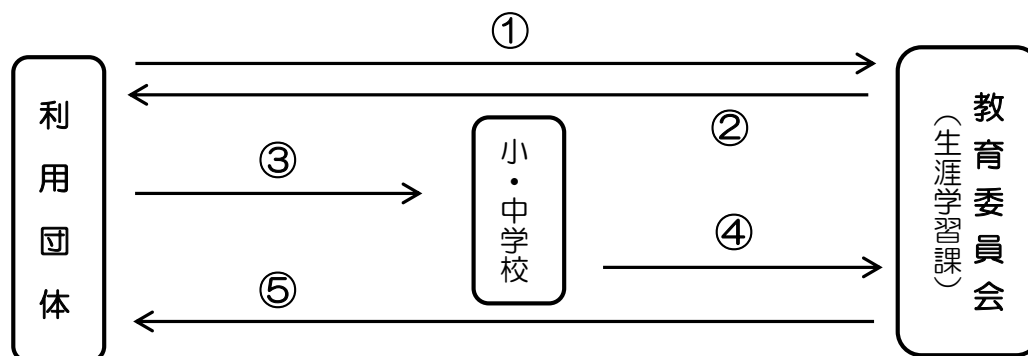


## 平成 30 年度町立学校開放事業団体登録等にかかる申請手続きについて（ご案内）

学校開放施設（町立小・中学校の運動場、体育館）並びに平成 29 年度末までに廃校となる小学校運動施設の使用を希望する場合の申請手続きは、以下のとおりとなります。

### 1. 学校開放事業にかかる申請手続きの流れ



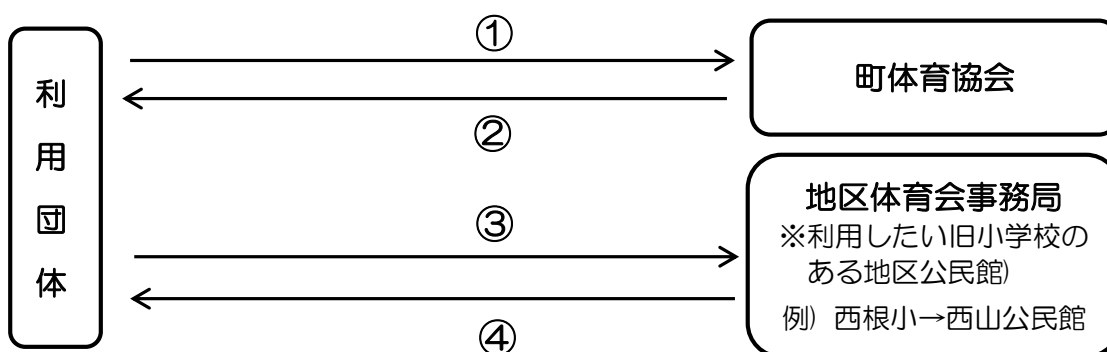
- (1) 団体は、「雫石町立学校開放事業団体登録申請書」を教育委員会（生涯学習課）に提出
- (2) 教育委員会は、申請内容を審査し、適切と判断される場合に利用団体として登録（許可）
- (3) 登録となった団体は、許可書を受領後、利用を希望する学校に「雫石町立学校施設開放利用申請書」を提出。

※申請書には団体登録許可書に付された許可番号を必ず記載願います。

- (4) 学校は、申請内容を確認し、適切と判断される場合は教育委員会に副申
- (5) 教育委員会は、申請内容を確認し、適切と判断される場合は、利用の許可

### 2. 旧小学校運動施設利用にかかる申請手続きの流れ ※跡地利用が決まるまでの暫定措置

※旧（南畑・大村・上長山・西根・橋場）小学校の使用を希望する場合



- (1) 団体は、「旧小学校施設使用に伴う団体登録申請書」を町体育協会に提出
- (2) 町体育協会は、申請内容を審査し、適切と判断される場合に利用団体として登録（許可）
- (3) 登録となった団体は、許可書を受領後、利用を希望する旧小学校の地区体育会事務局（各地区公民館）に「旧小学校運動施設利用申請書」を提出。

※申請書には団体登録許可書に付された許可番号を必ず記載願います。

- (4) 地区体育会事務局は、申請内容及び当該施設の空き状況を確認し、適切と判断される場合は利用の許可

### 3. 申請上の注意

- (1) 申請書を提出する際は、加入者名簿及び年間計画書を添付するとともに、記入漏れがないか確認し、遅くとも施設を使用する2週間程度前までに提出してください。
- (2) 長期間（1年間の通年利用）にわたって施設の利用を考えている団体は、どちらの場合でも利用申請書を数回に分けて提出してください。
- (3) 利用が許可になった場合でも、都合により利用できない場合がありますので、予めご了承ください。
- (4) 夏期は運動場を利用し、冬期は体育館を利用する団体は、先に利用許可を受けている団体と調整が必要な場合がありますので、その際は使用団体間で調整をお願いいたします。
- (5) 地区公民館での鍵の借用・返却は、平日の8時30分～17時15分を原則といたします。

### 4. 「利用者集計表」の記入・提出について（ご依頼）

平成30年度から、登録された団体には、利用者集計表（1カ月単位）を冊子にして配布いたします。施設を利用した際は、その都度、利用者数をご記入願います。

また、前の月分の集計表は、大変お手数をおかけいたしますが、翌月上旬を目途に中央公民館内の下記担当までご提出をお願いいたします（毎年度、学校施設等の利用者数を県に報告する必要があり、より正確な数値を算出するため、各団体のご協力をお願いいたします）。

【担当】 雫石町教育委員会生涯学習課 生涯スポーツ担当  
TEL 019-692-4181 FAX 019-692-4183  
E-mail s-kamiwano@office.town.shizukuishi.iwate.jp